

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 恵那市長 小坂 喬峰

審査請求人が令和6年3月11日に提起した処分庁による恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づく同年1月10日付け公文書部分公開決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る公文書部分公開決定処分の一部を取り消し、当該処分における非公開部分（本件審査請求に係る部分に限る。）について開示するものとする。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、令和5年11月21日付けで処分庁に対し、公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、当該公開請求に対し、対象公文書中に条例第7条第2号及び第3号に規定する非公開情報に該当する部分が含まれることから公文書部分公開決定を行い、令和6年1月10日付け建都第2159号により、審査請求人にその旨通知した（以下「本件処分」という。）。
- 3 審査請求人は、令和6年3月11日付けで、審査庁である恵那市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

事実関係

1 本件処分に係る根拠法令等

(1) 条例は、第5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる」と規定し、第7条において「実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」と規定する。

(2) 条例第7条第2号は、非公開情報について、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」と規定する。

条例第7条第3号は、非公開情報について「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定する。

2 処分内容及び理由

- (1) 審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、処分庁に対し、「恵那市大井町・ブイドラッグ恵那北店開発協議の書類一式」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 処分庁は、本件公開請求に対し、別表「公文書の名称」欄に掲げる文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 処分庁においては、本件公文書について、別表「非公開根拠」欄に掲げる事由に該当するとして審査請求人に対して公文書部分公開決定を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分において条例第7条第2号及び第3号に該当することを理由に非開示とされた排水流量計算に係る数値が記載された箇所は、条例第7条第2号及び第3号に該当せず、開示されるべきである旨を主張する。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

ア 条例第7条第2号について

流量計算書の数値一式は、特定の個人の権利利益を害するおそれのあるものではないので条例第7条第2号には該当しない。

イ 条例第7条第3号について

(ア) 非開示とされた数値については、申請者の主たる事業とは無関係のものであり、店舗駐車場その他敷地内の施設への雨水の流入量及び排水経路が、仮に同業他社に明らかになった所で、営業上の利益を害するものとは言えない。また、排水流量計算は決まった数値を岐阜県宅地開発指導要綱に記載された要領に従って、計算するものであり、数値自体にコンサルタントのノウハウが集約されているものではない。現に、土地開発を行う際は流域図にて地形を読み、現地を歩いて設計者が流域を判断して雨量計算を行う事となり、近隣での開発に伴う計算書類が入手できたとしても、数値をそのまま利用できるものではない。したがって、条例第7条第3号本文には該当しない。

(イ) 仮に、条例第7条第3号本文に該当するとしても、非開示とされた数値は、恵那市土地開発に関する条例（以下「開発条例」という。）に基づき作成されたものであり、周辺環境への悪影響が及ばないような開発事業の実施を実現する事を目的としている。このことから、豪雨などの際に開発区域内の雨水が安全に排水できるかを確認する為のものであると判断でき、数値を公開することは、地域

の安全の為に必要なものである。また、「開発許可の手引き」の技術基準に即した設計を行う等の配慮がなされている事は、災害発生を予防し、周辺住民等の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する事に繋がる。したがって、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、条例第7条第3号但書により公開されるべきである。

ウ その他の主張について

(ア) 本件審査請求に係る提出書類の任意性について、開発条例に基づく手続については申請書の提出及び協議を義務付け、同条例第11条において勧告に従わない者の氏名住所を公表する事ができるとされているため、審査請求に係る書類は任意で提出されたものではない。

(イ) 同様の公開請求に対して、他市町村では審査請求に係る数値を公開しており、本市が公開しない理由を、他市との運用及び趣旨の差異に言及した上で具体的に述べるべきである。

(ウ) 本件処分における理由付記が不十分であり、医薬品販売業者及び流量計算実施者の営業上の利益が「客観的に、法的判断に値する蓋然性を持って、どのように利益を害するのか」について記載すべきである。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分の理由

ア 条例第7条第3号について

(ア) 排水流量計算は、申請者が設計コンサルタントに対価を払い、開発条例に定める基準に合致した設計になるよう、実地調査をした結果を基に計算したものである。仮に数値が公開された場合、近隣で同規模の他の事業者が開発事業を行う際に、開示情報を基に設計すれば、設計費用が減ることになるため、申請者である法人の正当な利益を害するといえる。

また、機械的な計算ではなく、調整池等の排水施設の設計、各種係数の適用の有無及び事業区域外の排水状況その他外的要因を考慮する必要がある点を鑑みると、設計コンサルタントの知見と技能を駆使しているものであり、数値が公にされる事で、設計コンサルタントである法人の正当な利益を害する。したがって、条例第7条第3号本文に該当する。

(イ) 開発条例で提出される書類は、「周辺の環境や自然災害への影響が懸念される開発事業」を対象にしているのではなく、「設置される施設の計画等に適正な配慮がなされているか」を対象としている。また、提出される書類は、「開発許可の手引き」の技術基準に即した設計を行う等の配慮がなされた計画に賛成するか否かの判断をするものとなっており、強制力の伴う都市計画法第29条で定める開発許可よりも、小規模な事業を対象としている。これらの理由から、開発条例は配慮がなされた計画を求めるものであることから、条例第7

条第3号但書の「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報を求める運用となっていないため、数値を非開示としたことは妥当である。

(2) その他の主張

(ア) 開発条例は任意で提供された情報に該当することから非開示としている。すなわち、開発条例第7条において「市長は、開発事業に同意したときは、開発事業者と開発事業の実施に関する協定を締結することができる。」としており、これは、強制力の伴う「行政庁の処分」ではないため、市長の同意がなくても開発事業は可能である。仮に、事業者が市長の同意を不要と判断する場合は、開発条例第6条で定める申請書は提出されずに開発事業が行われる。よって、審査請求人が申立てをする「排水流量計算書」は、申請者が任意で提供した書類であり、開発事業を行うに当たり提出することが不可欠な書類ではないため非開示とした

(イ) 他市の宅地造成事業・開発に関する条例や都市計画法29条に関する開発許可の運用や条例の立法趣旨によっては、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報になり得ることから、他市の開示状況が当該決定を覆す情報になり得ない。

論点整理

本件処分について、審査請求人が主張する排水施設計画平面図、流域図及び流量計算書中において非公開となった部分（以下「本件非公開情報」という。）が条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当しないことは明らかである。

一方、本件非公開情報の条例第7条第3号に規定する法人その他の団体に関する情報への該当性については、当該部分が非公開情報に該当するか否かが直ちに明らかとまではいえず、審査請求人も争っているため、この点について判断する必要がある。

理 由

1 審査庁が認定した事実

(1) 開発条例は、「この条例は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される開発事業の実施を未然に防止するため、開発事業を行う者に対し設置される施設の計画等に適正な配慮がなされるようあらかじめ協議して協力を求めることにより、地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。」と規定し（第1条）、事業規模が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条における開発許可に該当しない規模（原則

1,000 平方メートル以上)である場合に、「開発事業者は、開発事業を実施しようとするときは、開発事業の内容を記載した申請書を市長に提出し、協議を行うこと」(第6条)、「市長が開発事業に同意したときは、開発事業者と開発事業の実施に関する協定を締結すること」(第7条)を規定している。

(2) 本件公文書は、恵那市土地開発に関する条例施行規則(平成20年恵那市規則第39号。以下「規則」という。)第15条第2項に規定する検査事項に適合していることに係る検査済証、規則第15条第1項の規定による工事完成届出書、規則第13条の規定による開発事業に関する工事着手届出書、規則第11条の規定による同意通知書、開発条例第7条の規定により市長と締結した協定書、開発協議申請書に対する意見等通知書に係る回答書、条例第6条の規定による市長が行う同意に係り、同意するかどうかを決定することができない旨の通知書及び規則第9条の規定による開発協議申請書であって、開発事業者が開発事業に当たって市長に提出した文書である。

(3) 本件非公開情報は、本件公文書のうち、開発協議申請書の一部である排水施設計画平面図、流域図及び流量計算書等に記載された、雨水等の流出量等を測量した数値である。当該数値は、岐阜県が示す「開発許可の手引き(岐阜県宅地開発指導要領)」の技術基準に即して設計されるものであり、原則、当該手引きに明示されている算定方式、基準及び係数をあてはめて作成されるものである。

2 論点に対する判断

(1) 条例第7条第3号について

本号は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものであり、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、公にすることにより、法人等の営業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。

そして、公にすることにより、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容・性質をはじめとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断されるべきものである。

(2) 条例第7条第3号該当性

本件非公開情報は、調整池等の排水施設の設計、各種係数の適用の有無及び事業区域外の排水状況その他外的要因を考慮する点において、設計コンサルタントの知見や技能が含まれる側面があることは否定できない。このような知見や技能を基に事業活動をしている設計コンサルタントの競争上又は事業運営上の地位には十分配慮する必要がある。しかしながら、いわゆるノウハウとは、非公知の技術的知識や経験、秘訣などを指すところ、都市計画法第29条に基づく市内開発許可にかかる排

水流量計算は開示されているようであり、本開発現場特有のノウハウが含まれているとの事情も認められない。さらに、対象公文書に記載されている売場有効面積や倉庫床面積といった情報に、開発事業者の営業・販売活動上のノウハウや保護に値する秘密が含まれているとも認められない。

また、排水流量計算は、開発事業者が設計コンサルタントに対価を払い、設計コンサルタントが実地調査をした結果を基に計算したものではあるが、同一場所を開発するのでなければ本件調査結果をそのまま流用することはできない。近隣の開発で当該情報を参考にしたところで、設計にかかる費用が大幅に減るということも考えがたい。

そうすると、本件非開示情報を公にすることにより、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されるとは認められない。よって、本件非開示情報は、条例第7条第3号本文に該当しない。

3 結論

以上のとおり、処分庁が行った令和6年1月10日付け建都第2159号による公文書部分公開決定処分のうち、本件審査請求に係る排水施設計画平面図、流域図及び流量計算書等に記載された数値を非公開とした決定は妥当ではないと判断することから、主文のとおり裁決する。

令和7年2月25日

審査庁 恵那市長 小坂 喬峰

別表

	公文書の名称	枚数	非公開根拠
1	検査済証	2	条例第7条第2号
2	開発事業に関する工事完成届出書	72	条例第7条第2号 条例第7条第3号
3	開発事業に関する工事着手届出書	1	条例第7条第2号 条例第7条第3号
4	同意通知書	1	条例第7条第2号
5	開発事業の施行に関する協定書	2	条例第7条第3号
6	回答書	2	条例第7条第3号
7	同意するかどうかを決定することができない旨の通知書	2	条例第7条第2号
8	開発協議申請書	61	条例第7条第2号 条例第7条第3号
計		143	